



税理士 山本 善通 氏

Question 消費税インボイス制度 II

当組合は、共同購買事業を行っておりますが、免税事業者です。令和5年10月1日から実施されるインボイス制度における経過措置と組合員が課税事業者の場合の経理方法について教えてください。

Answer

【概要】

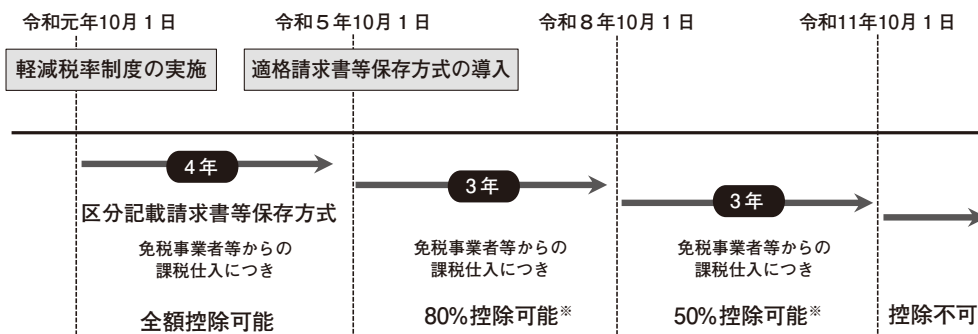
適格請求書等保存方式（インボイス制度）では、免税事業者等から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。（新消法30①）

また、取引相手が課税事業者か免税事業者か不明な場合もあります。

〈経過措置について〉

そこで、「適格請求書等保存方式」の導入から6年間は、激変緩和の趣旨から免税事業者等からの課税仕入であっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる次のような経過措置が設けられています。

◎経過措置を適用できる期間



\*この経過措置による仕入税額控除の適用に当たっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存と、この経過措置の適用を受ける旨（80%控除・50%控除の特例を受ける課税仕入である旨）を記載した帳簿の保存が必要です。

〈経理方法について〉

インボイス制度導入後（令和11年10月1日以降）は、税務上は適格請求書発行事業者以外の者（消費者、免税事業者又は登録を受けていない課税事業者）からの課税仕入れについて仮払消費税等の額は無いこととなるため、仮に法人の会計において仮払消費税等の額として経理した金額がある場合には、その金額を取引の対価の額に算入して法人税の所得金額の計算を行うこととなります（新経理通達14の2）。

たとえば、事例のように税抜経理方式で免税事業者から2,000千円を仕入れ、期末において1,000千円が残った場合は、下記の処理になります。

<b>〔仕入時〕</b>	(借方)	仕 入	2,000,000	(貸方)	現 金	2,200,000
		仮払消費税等	200,000			
<b>〔決算時〕</b>	(借方)	商 品	1,000,000	(貸方)	仕 入	1,000,000
		雑 損 失	200,000		仮払消費税等	200,000

※期中に販売した商品に係る部分の金額は、売上原価として当該事業年度の損金の額に算入されますので、在庫分については、法人税申告書において「雑損失の過大計上」として100,000円を加算（留保）することになりますので留意してください。